

結婚された方へ祝金を給付します！

24

結婚祝金

内 容／町内に居住し婚姻届を提出した 50 歳未満の男女に対し結婚祝金を給付するものです。

助成内容／5 万円（定額）

手 続 き／①受付期間：婚姻届をした日から 60 日以内

②提出書類または申請に必要なもの

九重町に本籍がない場合は婚姻関係を確認できる書類（戸籍謄本）、通帳、印鑑

③注意点：・申請書において夫、妻の住所が九重町であり、定住する意志があること。

・過去に給付を受けていないこと。

・その他は九重町いきいきふるさと若者定住促進条例の規定を満たすこと。

申込み・お問い合わせ 住民環境課 住民グループ ☎76-3802

結婚を支援する団体を応援します！

25

結婚活動支援事業

内 容／町民が主体となって取り組む結婚活動支援事業に対して、その費用の一部を補助します。

対 象／〔補助対象者〕 補助対象者は、町内に事務所又は事務局を置く団体

〔補助対象事業〕男女の出会いの機会を創出し、結婚活動支援に寄与する事業。その他、結婚活動支援に寄与する事業

助成内容／参加者一人につき 3,000 円又は事業にかかった経費の 2/3 のいずれか金額の低い方

手 続 き／①事前問い合わせが必要です。

②受付期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

③提出書類または申請に必要なもの

九重町結婚活動支援事業計画の概要、誓約書、参加者名簿

④注意点：予算の定める範囲内になりますので、申請を受け付けられないこともあります。

申込み・お問い合わせ 観光・地域振興課 地域振興グループ ☎76-3150

出産・子育て世帯を応援します！

26

妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業

内 容／妊娠期から出産・子育てまでの相談支援を行いながら、妊娠の届出や出生の届出を行った方に対し、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービス利用等の負担軽減を図ることを目的に給付するものです。

対 象／妊婦

助成内容／【1回目】5万円

【2回目】5万円×妊娠している子どもの数

※1回目、2回目とも妊娠届出後の流産なども対象になります。

手 続 き／【1回目】妊娠届出時、母子健康手帳を交付する際に保健師が面談を行い、給付金の申請を受け付けます。

【2回目】出生届出時～生後2ヵ月頃の乳児訪問時等に、保健師が面談を行い、給付金の申請を受け付けます。

〔申請に必要なもの〕①給付金申請書、印鑑、マイナンバーカード、振込先口座通帳のコピー

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 保健衛生グループ ☎76-3838

出産された方へ祝金を給付します！

27

出産祝金

- 内 容**／九重町に居住する若者に対し、給付事業を実施することにより、九重町に定住する意識をたかめるとともに、活力ある町づくりを推進し、九重町の発展と福祉の増進に寄与することを目的として出産された方に祝金を給付するものです。
- 対 象**／出生児の父又は母で、九重町に定住する方。町税等の納付義務者にあつては完納している方
- 助成内容**／出生した子1人につき一律30,000円を給付します。
- 手 続 き**／①受付期間：出生から60日以内
②提出書類：出産祝金給付申請書、町税等納付状況等調書、振込を希望される申請者の通帳、誓約書、印鑑

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 子育て支援グループ ☎76-3828

子どものいる家庭等の生活の安定のために！

28

児童手当

- 内 容**／児童手当は、次世代の社会を担う子どもたちの成長を社会全体で応援する観点から、高校生年代までの児童を養育する方を対象に支給される手当です。
- 対 象**／高校生年代までの児童を養育している方 ※公務員の方は職場から支給されています。
- 助成内容**／手当支給額（1人あたりの月額）
・3歳未満…15,000円
・3歳以上高校生年代まで…10,000円
・第3子以降は一律30,000円
※第3子加算の算定対象の範囲が大学生年代までとなります。詳しい内容はホームページや広報ここのえをご確認ください。
- 手 続 き**／①受付期間：出産又は転入から15日以内
②提出書類または申請に必要なもの
児童手当認定請求書、保険証または医療保険の資格確認ができるもの（父と母）、マイナンバーを確認できるもの（父と母）、振込を希望される申請者の通帳
※児童と別居の場合等はその他の書類が必要です。

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 子育て支援グループ ☎76-3828

子どもの医療にかかる医療費を助成します！

29

子ども医療費助成事業

- 内 容**／子どもの医療費を助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上を図るものです。
- 対 象**／九重町に住民票があつて、健康保険に加入している0歳から高校生世代までの方
- 手 続 き**／入院・通院にかかる保険診療の自己負担金額を助成します。
※ただし、入院時の食事療養標準負担額は対象となりません。
- 助成内容**／[受給者証の交付申請]
□県内の医療機関や一部の整骨院などで提示することで窓口負担が0円になります。ただし、県外の医療機関で受診した等の場合は一旦支払後に助成金申請することになります。
①申請期間：随時
②提出書類または申請に必要なもの：健康保険が確認できるもの（お子さんのもの）
③注意点：出生届と同時の場合は、扶養者の健康保険がわかるものをご持参ください。
- [医療費の助成金申請]
□県外の医療機関で受診した等、医療費を支払った場合
①申請期間：受診した翌月から起算して1年以内
②提出書類または申請に必要なもの：医療費の領収書、通帳（保護者名義のもの）、健康保険が確認できるもの（お子さんのもの）、
③注意点：一部の整骨院等では、一旦自己負担を支払い、後日明細の分かる領収書を添付のうえ申請してください。

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 子育て支援グループ ☎76-3828

中学校を卒業された方の保護者へ支援金を給付します

30

九重町入学・新生活応援支援金

内 容／義務教育を終え、これからそれぞれの入学や新生活を迎える子どもたちを祝福するとともに、子育て家庭の負担軽減及び子どもの健やかな成長を支援するため、入学・新生活応援支援金を中学校卒業にあわせて、保護者へ給付するもの。

対 象／中学校を卒業する生徒の父及び母又は当該生徒の生計を維持している方で、中学校卒業式日において九重町に住民票がある方。

助成内容／50,000 円

手 続 き／①受付期間：卒業の日から 30 日以内

②提出書類または申請に必要なもの

入学・新生活応援支援金支給申請書請求書、振込を希望される申請者の通帳

※世帯の状況等により、その他の書類が必要な場合があります。

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 子育て支援グループ ☎76-3828

子育て世帯の住宅改修の費用を助成します！

31

子育て世帯リフォーム支援事業

内 容／子育て世帯の住環境の向上を図ることを目的に、子育てのための改修工事を行った 住宅の所有者に対し、補助金を交付します。

対 象／世帯構成員に 18 歳未満の子どもがいる世帯で、世帯全員の所得総額が 600 万円未満の世帯

助成内容／子育てのための改修工事経費の 2/10（上限 40 万円、（多子の場合は 50 万円））を補助します。ただし、10 万円以上の工事が対象です。

手 続 き／①事前問い合わせが必要です。 ※着工後の申請は受け付けできませんのでご注意ください。

②提出書類または申請に必要なもの

補助金交付申請書、世帯全員の住民票、世帯全員の所得証明書、改修工事等の平面図、改修工事等の見積書、工事箇所の写真 ※施工は県内に本店がある業者に限ります。

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 子育て支援グループ ☎76-3828

奨学金の返還を支援します

32

奨学金返還支援事業

内 容／若者のふるさと回帰、就業支援及び定住促進を目的とし、町内に在住し町内産業に従事する若者に対して奨学金返還・給付支援を行う制度です。

対 象／①職業を問わず町内に居住し、県内事業所に就業している方（国及び地方公共団体の職員は除く）で、引き続き10年以上定住する意思を有する方。

②町内出身の教員で、正規職員又は臨時職員として大分県内に居住・就業している方（ただし、将来九重町内の小中学校に10年以上勤務を希望する方）

③医学部医学科1年～6年次在学者

助成内容／補助対象額：①、②（返還支援）返還総額を返還年数で割った全額（最大 10 年・月 2 万円上限）または返還総額を返還年数で割った金額の 1/2（最大 10 年・月 2 万円上限）
※就業要件によって補助対象額が異なります。詳しくはお問い合わせください。

③（給付支援）月5万円（1～3年生）、月10万円（4～6年生）、入学時50万

手 続 き／・詳細は未来デザイン推進課までお問い合わせください。

・募集期間内に奨学金返還支援認定申請書に次の書類を添付して提出してください。

・添付書類：

就労証明書、住民票の写し、卒業見込証明書または卒業証明書、奨学金の貸与金額・貸与期間・返還年額・返還計画を証明できるもの、公益財団法人玖珠郡育英会への個人情報提供同意書、九重町暴力団排除条例による誓約書、教員については町内勤務希望確認書

申込み・お問い合わせ 未来デザイン推進課 政策企画グループ ☎76-3874

未熟児の養育に必要な医療費を助成します！

33

未熟児養育医療制度

内 容／生まれてすぐに入院治療の必要がある未熟児（1歳未満）に対し、医療費の自己負担分を国・県・町で負担します。世帯の所得に応じて、保護者の方にご負担いただく金額が定められています。保護者が負担する費用については、子ども医療費助成の申請を行っている方は、委任状を提出することで子ども医療費から助成されます。

対 象／指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めたもの。生まれた時の体重 2,000g 以下等

手 続 き／①受付期間：生後 1 ヶ月以内

②提出書類または申請に必要なもの

- ・養育医療給付申請書 ・世帯調査及び同意書 ・養育医療意見書
- ・印鑑（スタンプ印不可） ・お子さんの健康保険証または資格取得証明書
- ・生計を同一にする扶養義務者全員の市町村民税を証明する書類（町県民税課税証明書）
- ・お子さんと扶養義務者のマイナンバーカード
（マイナンバーカードがない場合は、運転免許証等）

③注意点：出生時の体重が 2,500g 未満の場合は健康・子育て支援課に届出をしてください。

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 保健衛生グループ ☎76-3838

障がいのある児童を養育する方を支援します！

34

特別児童扶養手当

内 容／精神又は身体に障がいをもつ児童を養育している方に手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

対 象／20 歳未満で、身体または精神に政令で定める程度の障がいのある児童を監護している父もしくは母または父母にかわってその児童を養育している方

※児童が障がいを事由とする公的年金を受け取ることができる場合や児童福祉施設など（保育所、通園施設等を除く）に入所している場合は手当を受けとることができません。

助成内容／手当の月額（額は物価に応じて変動）1級：56,800 円 2級：37,830 円

手 続 き／①事前問い合わせが必要です。

②受付期間：認定の場合請求書の属する月の翌月から手当が支給されるため、速やかな手続きが必要です。

③提出書類または申請に必要なもの

特別児童扶養手当認定請求書、振込を希望される請求者の通帳、請求者と児童の戸籍、診断書（特別児童扶養手当等）、マイナンバーを確認できるもの（請求者と配偶者と対象児と扶養義務者）

※世帯の状況等により、その他の書類が必要な場合があります。

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 子育て支援グループ ☎76-3828

子育てに必要な用品を購入しよう！

35

子育て関連用品購入助成金事業

内 容／次代の社会を担う子どもが1人ひとりの育ちを社会全体で応援し、子育てにかかる経済的な負担の軽減や安心して子育てができる環境を整備することで出産数の増加を図るとともに、九重町への移住を促進することを目的として、子育て関連用品の購入を助成します。

対 象／九重町に住所を有し、2 歳に達するまでの児童を養育する保護者。

助成内容／〔対象用品〕 ベビーベット、ベビーカー、ベビーバス、チャイルドシート、ベビーチェア、ベビーサークル、ベビーモニター、抱っこ紐、鼻水吸器

〔対象経費〕 対象用品購入代金

〔助成額〕 対象用品購入代金の1/2（上限額：児童1人につき50,000円）

※申請は児童1人につき2回までです。対象用品について児童1人につき各1台です。

手 続 き／①受付期間：用品購入後、半年以内

②提出書類または申請に必要なもの

子育て関連用品購入助成金事業申請書、印鑑、振込を希望される申請者の通帳、購入した用品の写真、購入した用品の金額・用品名・購入日がわかる書類（領収書等）

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 子育て支援グループ ☎76-3828

ひとり親家庭等の医療にかかる医療費を支給します！

36

ひとり親家庭等の医療費助成事業

- 内 容**／ひとり親家庭等の健康の保持及び生活の安定に寄与し、ひとり親家庭等を経済的に支援するため、医療費を助成します。
- 対 象**／九重町に住所があって、健康保険に加入している、次の方が対象となります。ただし、一定の所得制限を超えないことが条件です。
- ・ひとり親家庭等の父又は母
 - ・ひとり親家庭等の父又は母及び養育者に扶養されている児童
- 助成内容**／健康保険が適用になった児童及び親の医療費の自己負担分を全額助成します。
- 手 続 き**／①事前問い合わせが必要です。
- ②受付期間：原則、認定の場合、請求日の属する翌月から医療費助成の対象となるため、速やかな手続きが必要です。
- ③提出書類または申請に必要なもの
ひとり親家庭等医療費助成金支給申請書、保険証または医療保険の資格確認ができるもの（請求者と児童）、マイナンバーカード（請求者と児童）
※世帯の状況等により、その他の書類が必要な場合があります。

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 子育て支援グループ ☎76-3828

予防接種を受けましょう！

37

定期予防接種（乳幼児期・学童期）の償還払い制度

- 内 容**／大分県外で予防接種を受ける人に対し、予防接種費用の助成をおこなうものです。
- 対 象**／・低出生体重児及び慢性疾患等を有し、主治医のもとで接種が指示されている方
・大分県外の医療機関等に長期入院（所）している方
・里帰り分娩等で長期間県外に滞在している方
- 助成内容**／助成額は、九重町が玖珠郡医師会と契約している額を限度とする。
- 手 続 き**／①県外での予防接種を希望する場合、事前に予防接種依頼書の交付申請が必要です。
- ②受付期間：接種日から起算して1年以内に、助成金額の給付申請に窓口までお越しください。
- ③提出書類または申請に必要なもの
定期予防接種助成金給付申請書、接種費用の領収書、予診票または予防接種済証、振込先の金融機関口座のわかるものと印鑑
- ④注意点：医療機関で支払う予防接種料金については、予防接種を実施する医療機関が存在する市町村が定めた料金の金額になります。

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 保健衛生グループ ☎76-3838

九重町で子育てをしよう！

38

育児助成金事業

- 内 容**／次代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援し、子育てにかかる経済的な負担の軽減や安心して子育てができる環境を整備することで出生数の増加を図るとともに、九重町への移住を促進することを目的として、農林業者や自営業者など育児休業給付金を受けとることのできない方に、出産から1年間助成金を給付するものです。
- 対 象**／出生した児童の父又は母で九重町に住所を有し、雇用保険法における育児休業給付金やその他育児休業に対する手当や給付を受けとることのできない方。町税等の納付義務者にあつては完納している方。
- 助成内容**／給付対象者に、月額10,000円を出生日の属する月から1年間給付します。
- 手 続 き**／①受付期間：出産又は転入から60日以内
- ②提出書類または申請に必要なもの
育児助成金事業申請書、町税等納付状況調書、印鑑、振込を希望される申請者の通帳

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 子育て支援グループ ☎76-3828

ひとり親家庭等の自立を支援します！

39

児童扶養手当

- 内 容**／父母の離婚、父母いずれかの死亡などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育しているひとり親家庭等の自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。
- 対 象**／・支給要件に該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障がい有する場合は20歳未満の児童））を監護する母または監護し、かつ、これと生計を同じくする父
・当該父母以外の者で児童を養育している養育者
- 助成内容**／手当の月額（額は物価に応じて変動）
・子1人46,690円（全額支給）、46,680円～11,010円（一部支給）
※所得に応じて決定
・加算額2人目以降11,030円（全部支給の場合）
- 手 続 き**／①事前問い合わせが必要です。
②受付期間：
認定の場合、請求日の属する月の翌月から手当が支給されるため、速やかな手続きが必要です。
③提出書類または申請に必要なもの
児童扶養手当認定請求書、振込を希望される請求者の通帳、請求者と児童の戸籍、マイナンバー（請求者と子と扶養義務者）
※世帯の状況等により、その他の書類が必要な場合があります。

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 子育て支援グループ ☎76-3828

妊娠期から親子の健口づくりをスタートしましょう！

40

妊婦歯科健康診査受診票交付

- 内 容**／妊婦届出のあった方に、妊娠中に1回、産後6か月以内に1回、歯科医療機関で使える妊婦歯科健康診査受診票を交付します。
- 対 象**／妊産婦
- 助成内容**／妊婦1回、産婦（産後6か月以内）1回、それぞれ3,300円（助成額を超える健診費用については自己負担）
- 手 続 き**／【玖珠郡内の歯科医療機関で受診する場合】
直接歯科医療機関へ事前予約してください。受診票を歯科医療機関へ提出し、健診を受けてください。
【玖珠郡外の歯科医療機関で受診する場合】
①直接歯科医療機関へ事前予約してください。受診票を歯科医療機関へ提出し、記入してもらってください。費用を一旦全額歯科医療機関に支払い、後日助成金額分の償還給付の申請をしていただきます。申請の際は事前にお問い合わせください。
②受付期間：健診受診日から半年以内
③提出書類または申請に必要なもの
・九重町妊婦歯科健康診査費用償還給付申請書（窓口で記入していただきます）
・妊婦歯科健診に係る費用の支払いを証する領収書
・妊婦歯科健診受診票（妊婦歯科健診の内容がわかるもの）
・印鑑 ・本人確認書類（マイナンバーカードまたは運転免許証等）
・母子健康手帳 ・振込先口座通帳もしくはその写し
※町外へ転出された場合は受診票は使えなくなります。

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 保健衛生グループ ☎76-3838

子どもの健やかな成長を応援します！

41

母子健康手帳・妊産婦健康診査受診票・
新生児聴覚スクリーニング検査受診票・乳児健康診査受診票交付

内 容／妊娠届出のあった方に、母子健康手帳、妊産婦健康診査受診票、新生児聴覚スクリーニング検査受診票、乳児健康診査受診票を交付します。

対 象／妊産婦

助成内容／〔妊産婦健康診査受診票〕

・妊婦健康診査 14 回分、産婦健康診査（産後 2 週間、1 ヶ月）2 回分

〔新生児聴覚スクリーニング検査受診票〕

・1 回分

〔乳児健康診査受診票〕 県内の医療機関での健康診査費用を助成します。

・乳児期（生後 1 ヶ月児、生後 3 ～ 6 ヶ月児、9 ～ 11 ヶ月児）3 回分

手 続 き／①受付期間：妊娠がわかったらお早めに（妊娠 11 週以前が望ましいです）

②提出書類または申請に必要なもの

妊娠届出書、マイナンバーカードまたは運転免許証等（顔写真つきで本人確認ができるもの）

③注意点

・県外の医療機関で妊産婦健康診査、新生児聴覚スクリーニング検査、乳児健康診査を受診される場合は手続きが必要になりますので、ご相談ください。

・転入、転出された方は異動後、すぐに新しい住所地での再交付を受けてください。

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 保健衛生グループ ☎76-3838

風しんを予防しよう！（妊娠を希望する女性、その配偶者等）

42

妊娠希望者等風しん予防接種費用助成事業

内 容／妊娠初期の女性が風しんに感染すると、赤ちゃんに心臓疾患や難聴といった「先天性風しん症候群」が起こる可能性があります。妊娠を希望する女性や配偶者に対して成人用風しんワクチンの予防接種費用の一部を助成するものです。

対 象／九重町に住民票のある①～③のいずれかの者

①妊娠を希望する又は予定している19歳以上の女性（年度内に19歳になる者も含む）

②①の配偶者（事実婚を含む） ③低抗体価の妊婦の配偶者（事実婚を含む）

＊注意＊

・風しんの抗体価が基準値（HI 法抗体価16倍又はEIA法 7.9 IU/ml）以下である証明が必要となります。

・妊娠していると認められる方は対象外となります。

助成内容／【助成金額】上限 5,000 円（生活保護世帯は全額助成）

【助成回数】助成は 1 人1回のみ。＊風しんの抗体価検査費用は助成の対象外となります。

【対象ワクチン】風しんワクチン及び麻しん風しんワクチン（MR）

＊予防接種料金は医療機関によって異なります。料金については接種する医療機関にご確認ください。

手 続 き／①予防接種をされた方は、一旦全額医療機関に支払い、後日、助成金額分の償還給付の申請をしていただきます。

②申請期限は、当該年度の3月31日までです。

③提出書類または申請に必要なもの

風しん抗体検査結果、風しん予防接種費用助成申請兼請求書、本人確認書類、接種済証、領収書、印鑑、振込先の金融機関口座のわかるもの（通帳）

※妊婦の配偶者は妊婦の抗体検査結果、妊婦の氏名等が確認できるもの（母子手帳等）が必要です。

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 保健衛生グループ ☎76-3838

インフルエンザを予防しましょう！（子ども）

43

子どもインフルエンザ予防接種費用助成

- 内 容**／インフルエンザの発症及び重症化を予防し、子どもの健康の保持増進を図ることを目的とし、予防接種の実施において、要する費用を軽減するために接種費用を助成するものです。
※季節性インフルエンザの予防接種は、任意予防接種です。（本人または保護者の意思で、接種するかどうかを決めます）
- 対 象**／九重町に住民票のある、生後 6 カ月以上～中学 3 年生終了前までの方
- 助成内容**／〔助成額〕
・年度内において、1 人 1 回当たり 1,000 円（助成額を超える接種費用については自己負担）
〔助成回数〕
・生後 6 ヶ月以上 13 歳未満の方は 2 回まで、13 歳以上の方については 1 回までです。
※予防接種料金は医療機関によって異なります。料金については接種する医療機関にご確認ください。
- 手 続 き**／①玖珠郡内の医療機関で接種を希望する場合は、医療機関にある予診票及び受領委任状に記入することにより、助成を受けられます。予防接種費用から町の助成金額 1,000 円を差し引いた金額を医療機関窓口にお支払いください。
②玖珠郡外の医療機関で予防接種を希望された方は、一旦全額医療機関に支払い、後日助成金額分の償還給付の申請をしていただきます。
〔提出書類または申請に必要なもの〕
九重町任意予防接種償還給付申請書、接種費用の領収書、予防接種済証、振込先の金融機関口座のわかるものと印鑑

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 保健衛生グループ ☎76-3838

おたふくかぜの予防接種の費用を助成します！

44

おたふくかぜ予防接種費用助成

- 内 容**／おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）は、ムンプスウイルスによる感染症で、耳の後ろが腫れるほかに、髄膜炎や難聴等の合併症を引き起こす場合があります。
九重町では、こどものおたふくかぜ感染を予防するとともに、予防接種に伴う保護者の経済的な負担を軽減することを目的に、下記の通り予防接種費用の一部を助成します。
※おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）の予防接種は、任意予防接種です。（本人または保護者の意志で、接種するかどうかを決めます。）
- 対 象**／九重町に住民票があり、1 歳以上 3 歳未満の方
- 助成内容**／【助成額・助成回数】児童 1 人につき 1 回まで、5,000 円
（助成額を超える接種費用については自己負担）
※予防接種料金は医療機関によって異なります。料金については接種する医療機関にご確認ください。
- 手 続 き**／①玖珠郡内の医療機関で接種を希望する場合は、事前に予約をしてください。医療機関にある予診票及び受領委任状に記入することにより、助成を受けられます。予防接種費用から町の助成金額 5,000 円を差し引いた金額を医療機関窓口にお支払いください。
②玖珠郡外の医療機関で予防接種を希望される方は、一旦全額医療機関に支払い、後日助成金額分の償還給付の申請をしてください。
【提出書類または申請に必要なもの】
九重町任意予防接種償還給付申請書、接種費用の領収書、予防接種を受けたことがわかる書類（済証、母子手帳など）、振込先の金融機関口座のわかるものと印鑑

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 保健衛生グループ ☎76-3838